

(略)

(略)

P5

・成行注文及び 2WAY 注文では、お客様の注文が当社のサーバに到達した時点で受付となります。このため、お客様が注文を発注した時の為替レートと実際の約定為替レートがタイムラグにより異なる場合があります。
逆指値注文では指定した値段に到達した時点で成行注文として発注されるため、お客様の指定した為替レートと実際の約定為替レートが異なる場合があります。

(追加)

P8

g. (略)

g. (略)

<取引レバレッジ>

(略)

<取引レバレッジ>

(略)

【法人口座におけるお取引注意事項】

(略)

【法人口座におけるお取引注意事項】

(略)

・法人口座の建玉について、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、お客様のすべての建玉を順次強制決済します。このため、意図せざる損失を被る可能性があります。また、建玉は順次強制決済するため、最終決済価格は決済された時間により異なることがあります。

・法人口座の建玉について、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制決済するため、意図せざる損失を被る可能性があります。また、建玉は順次強制決済するため、最終決済価格は決済された時間により異なることがあります。

■ 証拠金

■ 証拠金

(1) 必要証拠金

(1) 必要証拠金

(略)

(略)

※「両建て」は、お客様にとって、買値と売値の差、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがありますのでご留意ください。

※「両建て」は、お客様にとって、買値と売値の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがありますのでご留意ください。

(2) ~ (4) (略)

(2) ~ (4) (略)

(5) レバレッジの判定 (証拠金規制)

(略)

(5) レバレッジの判定

(略)

(7)

a) (略)

b) アラーム通知

証拠金維持率が 100%及び 60%を下回った時点で、アラーム通知を行いません。

c) (略)

(8) 小数点の取扱い

お客様の外国為替証拠金取引における評価損益及び確定損益の小数点につき、小数点第4位まで計算いたします(小数点下5桁目は切り捨て致します)。ポジション保有している間に、スワップ損益は小数点第4位まで計算されて保持されます。

P11

■ 益金に係る税金

(略)

(注) 平成 25 年 1 月より、復興特別所得税の課税により所得税 15.315%、地方税 5%となります。

P12

外国為替証拠金取引手続きについて

(1) ~ (4) (略)

(5) 売買注文の種類

外国為替証拠金取引の「執行条件」には以下の方法があります。

a) 成行注文

約定する為替レートを指定せず、当該注文が当社のサーバに到達した時点の取引レートで約定する注文です。ただし、確認画面における表示レートは「参考レート」であるため、必ずしも約定するレートと同一であるとは限りません。お客様が注文発注ボタンを押下してから、お客様の注文が当社のサーバに到達するまでの間にレート変動がある場合は、注文発注時点のレ

(7)

a) (略)

b) アラーム通知

証拠金維持率が 100%及び 60%を下回った時点で、アラーム通知を行いません。ロスカットについて、通貨ペア別計算を選択した場合は、その評価損が通貨ペアの取引必要証拠金の 40%を上回った時点でアラーム通知を行います。※アラーム通知は取引サイトから設定していただく必要があります。

c) (略)

(8) 小数点の取扱い

お客様の外国為替証拠金取引における評価損益及び確定損益の少数点につき、小数点第4位まで計算いたします(小数点下5桁目は切り捨て致します)。ポジション保有している間に、スワップ損益は小数点第4位まで計算されて保持されます。

■ 益金に係る税金

(略)

(追加)

外国為替証拠金取引手続きについて

(1) ~ (4) (略)

(5) 売買注文の種類

外国為替証拠金取引の「執行条件」には以下の方法があります。

a) 成行注文

発注画面及び確認画面において、注文発注ボタンを押下した時の取引レートで約定する注文です。ただし、確認画面における表示レートは「参考レート」であるため、必ずしも約定するレートと同一であるとは限りません。

ートとは異なるレートで約定することがあります。この場合、お客様にとって有利・不利どちらのレートであっても約定します。

P14

b) 指値注文

約定する為替レートを指示する注文方法で、買付けなら指示した為替レート以下、売付けなら指示した為替レート以上になった時点で約定することを希望する注文です。この場合、週明けあるいはメンテナンス時間終了直後は、お客様が指定されたレートより有利なレートで約定することがあります。また、指値注文は取引レートよりも 50%を超えて乖離した為替レートを指示した場合にはエラーとなります。

P14

c) 逆指値注文

為替レートを指示する注文方法で、指値注文とは逆に、買付けなら指示した為替レート以上、売付けなら指示した為替レート以下になった時点で成行として発注される注文です。なお、成行注文として発注されますので、指示した為替レートで約定するとは限りません。

逆指値注文は取引レートよりも 50%を超えて乖離した為替レートを指示した場合にはエラーとなります。

P14

外国為替証拠金取引の「注文パターン」には以下の方法があります。

a) IFD

IFD とは「If Done＝もし約定したら」の略で、2つの注文(新規注文とその決済注文を組み合わせた注文)を同時に出しておき、最初の注文が約定したら、もう一方の注文が有効になる注文方法です。最初の注文が約定しない限り後者の注文は待機中として扱われます。なお、子注文が指値で約定した場合、お客様にとって有利なレートで約定することがあります。

b) (略)

P14

b) 指値注文

約定する為替レートを指示する注文方法で、買付けなら指示した為替レート以下、売付けなら指示した為替レート以上になった時点で約定することを希望する注文です。指値注文は取引レートよりも 50%を超えて乖離した為替レートを指示した場合にはエラーとなります。

c) 逆指値注文

為替レートを指示する注文方法で、指値注文とは逆に、買付けなら指示した為替レート以上、売付けなら指示した為替レート以下になった時点で成行として発注される注文です。なお、指示した為替レートで約定するとは限りません。

逆指値注文は取引レートよりも 50%を超えて乖離した為替レートを指示した場合にはエラーとなります。

P14

外国為替証拠金取引の「注文パターン」には以下の方法があります。

a) IFD

IFD とは「If Done＝もし約定したら」の略で、2つの注文(新規注文とその決済注文を組み合わせた注文)を同時に出しておき、最初の注文が約定したら、もう一方の注文が有効になる注文方法です。最初の注文が約定しない限り後者の注文は無効として扱われます。

b) (略)

c) IFDOCO

IFDOCO は IFD と OCO をさらに組み合わせた注文方法です。「新規注文と一緒に利食い/損切りの両サイドに決済注文を出しておきたい」といった具合に、リスクを限定する注文が可能になります。なお、子注文が指値で約定した場合、お客様にとって有利なレートで約定することがあります。

(略)

P15

d) 2WAY 注文

注文時点の売値と買値を確認し、その価格及びスリッページ幅を指示する注文方法です。注文発注後にレート変動があった場合、指定したスリッページ幅の範囲内で約定を優先させて当社のサーバに到達した時点のレートで約定します。提示されたレートで、すぐ取引したい場合に有効な注文です。

<注意事項>スリッページ幅を指定した場合は下記の場合、注文が失効又は約定します。

※売注文： 注文発注後にスリッページ幅を超えて下落した場合、注文は失効します。また、当社のサーバに到達した時点でスリッページ幅を超えて上昇した場合、指定したスリッページ幅以上に有利なレートで約定します。

※買注文： 注文発注後にスリッページ幅を超えて上昇した場合、注文は失効します。また、当社のサーバに到達した時点でスリッページ幅を超えて下落した場合、指定したスリッページ幅以上に有利なレートで約定します。

e) (略)

(6) ~ (13) (略)

P17

(14) 注文発注時のご注意事項

SBIFXTRADE では以下の注文を検知した場合、一時的に取引条件の変更、あるいは制限を加えさせていただきます。

c) IFDOCO

IFDOCO は IFD と OCO をさらに組み合わせた注文方法です。「新規注文と一緒に利食い/損切りの両サイドに決済注文を出しておきたい」といった具合に、リスクを限定する注文が可能になります。

(略)

d) 2WAY 注文

注文時点の売値と買値を確認し、その価格で売買する注文方法です。注文発注後にレート変動があった場合、指定したスリッページ幅の範囲内で約定を優先させてその時点のレートで約定します。提示されたレートで、すぐ取引したい場合に有効な注文です。

<注意事項>スリッページ幅を指定した場合は下記の場合、注文が失効します。

※売注文： 注文発注後にスリッページ幅を超えて下落した場合、注文が失効します。

※買注文： 注文発注後にスリッページ幅を超えて上昇した場合、注文が失効します。

e) (略)

(6) ~ (13) (略)

(追加)

a) 端末機器、接続回線、またはプログラムの改変等を施して発注された注文及び当社がサーバ上で提供する取引システム以外のツール等を使用して発注された注文。

b) 短時間に、頻繁に行われる注文及び取引であって、他のお客様または当社のシステムもしくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる注文。

c) 自動売買プログラム等を使用していると推定される注文および取引であって、他のお客様又は当社のシステムもしくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる注文。

d) その他、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす又はその可能性のある注文。

e) お客様からの注文や取引等が他のお客様と同調的になっていると当社が判断した場合。

(15) ～ (19) 項番繰り下げ

P26

平成 25 年 7 月

(14) ～ (18)

平成 25 年 3 月

以上